

【交付書面】
証券コード 9557
2024年9月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年9月3日

株 主 各 位

東京都港区南青山三丁目1番31号
株式会社エアークローゼット
代表取締役社長兼CEO 天沼 聰

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://corp.air-closet.com/>



(上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エアークローゼット」又は「コード」に当社証券コード「9557」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年9月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時	2024年9月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所	株式会社エアクローゼット 本社 東京都港区南青山三丁目1番31号 KD南青山ビル5F (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項 報告事項	第10期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告及び計算書類 報告の件
決議事項 第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条 (条文省略)<br>(目的)                                                       | 第1章 総 則<br>第1条 (現行どおり)<br>(目的)                                                                                                                       |
| 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1.～21. (条文省略)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>(新 設)<br>22. (条文省略) | 第2条 (現行どおり)<br>1.～21. (現行どおり)<br><u>22. 労働者派遣事業</u><br><u>23. 有料職業紹介事業</u><br><u>24. 貨物利用運送事業</u><br><u>25. 人工知能領域に関する研究、開発、販売、管理</u><br>26. (現行どおり) |

## 第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がMooreみらい監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬の水準等を総合的に検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年6月30日現在)

|       |                                    |                                                              |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 名 称   | Mooreみらい監査法人                       |                                                              |
| 事 務 所 | 東京都千代田区有楽町1丁目5番2号<br>東宝日比谷プロムナードビル |                                                              |
| 沿 革   | 1980年                              | 至誠監査法人を設立                                                    |
|       | 1988年                              | 石渡・西村・中根共同事務所が清新監査法人として法人化                                   |
|       | 1993年                              | 国際会計ネットワークMoore Stephens（現 Moore Global Network）のメンバーファームとなる |
|       | 2007年                              | きさらぎ監査法人を設立                                                  |
|       | 2015年                              | 監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併<br>至誠監査法人と清新監査法人が合併し、至誠清新監査法人となる       |
|       | 2020年                              | Moore至誠監査法人に名称変更                                             |
|       | 2022年                              | Moore至誠監査法人ときさらぎ監査法人が合併し、Mooreみらい監査法人となる                     |
| 概 要   | 資本金                                | 59百万円                                                        |
|       | 構成人員                               | 25名                                                          |
|       | 社員（公認会計士）                          | 66名                                                          |
|       | 職員（公認会計士）                          | 12名                                                          |
|       | 公認会計士試験合格者                         | 17名                                                          |
|       | その他職員                              | 120名                                                         |
|       | 合 計                                | 137社                                                         |
|       | 関与会社                               |                                                              |

以上

# 事業報告

(2023年7月1日から)  
(2024年6月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、「“ワクワク”が空気のようにあたりまえになる世界へ」をビジョンに掲げ、人々のライフスタイルが豊かになるサービスの提供を行っております。パーソナルスタイリングの要素を強みとした主軸の月額制ファッショントレンタルサービス「airCloset」に加え、家具・家電を購入前にレンタルできるメーカー様公認の月額制レンタルモール「airCloset Mall」を開設しております。これらのサービス展開においてはモノの出荷だけではなく、返却、メンテナンスといったオペレーションが重要となるため、当社はこれまで循環型の物流プラットフォームの改善、磨きこみを継続してまいりました。

2023年10月には当該物流プラットフォームを活用した都度課金型の新しい取り組みである「Disney FASHION CLOSET」をスタートしており、まずは認知拡大に努めています。

また、循環型物流プラットフォームを、自社利用だけでなく、他の企業様にご活用頂く取り組みも推進しており、現在2件の受注が決まっております。今後も企業様向けの取り組みについても推進してまいります。

上記に加えて、当社はサステナビリティの観点から転換が求められるファッショントレンドにおいて、サーキュラーエコノミーを実現する企業としても事業推進を行っております。2022年には自社サービス内における衣服の廃棄ゼロを実現しています。また、アパレル販売員向け衣服シェアリングの取り組みの本格始動や、レンタル提供を終了した洋服を販売するサステナブルな販売会「エコセール」を企業連携企画に拡大するなどの動きを行っております。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等による人流の増加、経済活動の正常化が進む一方、世界における情勢不安、資源価格の高騰や為替変動による物価の上昇など、景気の先行きについては不透明な状況が続いています。

このような状況の中、当社サービスにおいては、6ヶ月を超えて継続してサービスを利用しているロイヤル会員数の堅調な推移、長期契約コースの拡充等による継続率の改善等により、安定した会員数の伸びを実現しております。また、2024年6月期は、全体としての成長を継続しつつも、中長期成長に向けた会員獲得効率の改善を注力事項と定め、コンバージョンレート

トの改善などを行ってまいりました。これらによって収益性の改善も順調に進み、主力のairCloset事業の営業利益の黒字化を実現いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高4,216,157千円（前年度比12.7%増）、調整後EBITDA（営業利益+レンタル用資産償却費+減価償却費+レンタル用資産売却等に伴う原価振替額）762,927千円（前年度比94.6%増）、営業損失35,627千円（前年度は188,024千円の営業損失）、経常損失52,663千円（前年度は229,282千円の経常損失）、当期純損失53,195千円（前年度は354,191千円の当期純損失）となりました。

なお、当社の事業セグメントはパーソナルスタイリング事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施した重要な設備投資については該当事項はありません。

次事業年度以降について、当事業年度中に決定した設備投資の総額は、約225百万円を計画しております。主なものは次のとおりであります。

- ・物流倉庫『GLP ALFALINK流山』 工事費用

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                    | 第7期<br>(2021年6月期) | 第8期<br>(2022年6月期) | 第9期<br>(2023年6月期) | 第10期<br>(当事業年度)<br>(2024年6月期) |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)               | 2,887,057         | 3,390,339         | 3,740,043         | 4,216,157                     |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円) | 29,359            | △67,740           | △229,282          | △52,663                       |
| 当期純損失(△)(千円)          | △344,653          | △378,146          | △354,191          | △53,195                       |
| 1株当たり<br>当期純損失(△)(円)  | △68.95            | △65.96            | △43.69            | △6.48                         |
| 総資産(千円)               | 1,419,439         | 2,186,291         | 2,504,221         | 2,710,487                     |
| 純資産(千円)               | 41,066            | 323,040           | 557,915           | 510,159                       |
| 1株当たり純資産(円)           | △669.16           | 43.68             | 68.06             | 61.60                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2022年4月15日付で普通株式1株につき800株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第7期における1株当たり純資産の算定にあたっては、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は、「時間価値」の向上をビジョンとしています。全てのステークホルダーが関与する時間有意義にし、その価値を最大化することを目指しています。そのため、お客様の顧客体験(UX)を中心に考えたサービスの提供を重視してまいりました。

市場での存在感を高めるため、創業当初から当社独自のプラットフォーム構築を構想・実現してきました。また、ファッショントレンドにおいて課題の多いIT活用(データ活用・人工知能(AI)の活用等)を徹底して行い、UXの向上と効率化、新たな価値の創造を目指します。

具体的なプラットフォーム強化に向けて、これまで取り組んできたairCloset事業・airCloset

Mall事業・Disney FASHION CLOSET事業のさらなる強化に重点を置いています。これにより、既存の事業基盤を一層強固にし、競争力を高めます。また、メンズやその他セグメントの展開や、オージュンレンタル事業に向けた準備も進めており、新たな領域での事業展開を計画しています。

上記を踏まえ、今後の戦略の重要な点を、①プラットフォーム戦略による拡大（ファッション以外の領域も含む）②お客様の会員システム（サブスクリプション等）による経済圏の確立③先端的なIT活用（データ、AI活用含む）と整理しております。

これらをより堅固なものにするための課題を以下のように捉えております。

今後の成長に向けては、既存のレディース領域の事業を中心にセグメント展開及びプラットフォーム展開により成長する方針を基本方針とし、具体的には以下の課題に対処する必要があると考えております。

### ① 当社サービスの認知度の向上

当社は主にオンライン広告などのWEBマーケティングの手法を通じ、「airCloset」サービスの認知度を徐々に高めてまいりました。経営戦略に沿って今後の事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、引き続き当社サービスの要諦であるパーソナルスタイリングの魅力、自宅に洋服が届く便利さをより一層、認知させていくことが重要であると認識しております。また同時に、費用対効果を慎重に検討した上で適切な媒体を選択し、足元のトップライン成長率だけでなく、中長期的な成長に向けた利益を生む仕組みの強化を図れるよう、広告宣伝やプロモーション活動の質を改善してまいります。

### ② システム及び物流機能の強化

当社の主要事業はインターネット上にてサービス提供を行っていることから、安定した事業運営を行うにあたっては、アクセス数の増加等を考慮したサーバー管理や負荷分散が重要となります。また、ユーザーの増加に合わせた物流機能の強化が重要であると認識しております。さらに、当社のビジネスモデルにおける物流機能には保管・出庫のみならず、返却物の管理やメンテナンスも含まれるため、その運用精度とコスト管理を追究することも経営上の重要な要素となります。今後におきましても、引き続きシステムの安定性確保及び効率化、物流機能の強化に取り組んでまいります。

### ③ プラットフォームサービスの強化

当社は、顧客の好みと当社の取り扱う洋服に関するデータを統合し、スタイルリストがネットワーク上で効率的に商品の推薦ができるスタイリング提供システムに係る特許を取得し、自社利用のみならず、モノのレンタルに関して、他企業にも展開できる基盤を有しています。また、当社はレンタル商品の返却後のメンテナンス処理などを効率的に行う「還流物流」を実現

することができる倉庫管理システムについても特許を取得しており、上述のスタイリング提供システムと合わせ、プラットフォームサービスとしての展開可能性を強みとしています。当社の中長期的な戦略上の重要項目である同プラットフォームの利用拡大に際して、他社様との具体的な協業事案を増やしながら、今後も一層、拡大整備を行ってまいります。

#### ④ 「airCloset Mall」等の新規事業に関する商品展開の強化

当社が経営方針に謳う「“ワクワク”が空気のようにあたりまえになる世界へ」のビジョンの実現に向けてさらなる事業拡大を実現するためには、パーソナルスタイリングの要素や自宅に洋服が届く便利さを基軸に、これまでの主要商品であるアパレル以外の生活商材も含めたユーザーのトータル・ライフスタイル・サポートのニーズを満たしていくことが重要であると認識しております。当社はすでに「airCloset Mall」事業としてこれらの生活商材の取扱いを広げておりますが、これまでに構築してきた各パートナー企業様との関係を一層深化させ、魅力的な品ぞろえを実現することが出来るよう努めてまいります。

#### ⑤ 優秀な人材の確保と組織力の強化

今後の事業拡大及び収益基盤の拡充にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。そのため、当社は継続的に採用活動を行うとともに、適正な人事評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、従業員のモチベーションを企業成長における重要指標と捉え、2016年より従業員アンケートによる測定を継続しており、その結果を高く維持しているほか、週次の全社会議や年2回の全社合宿等、従業員のコミュニケーション促進施策に力を入れてまいりました。今後も引き続き、人材の教育・育成を進めていく方針です。

#### ⑥ 内部統制による業務の標準化と効率化

今後の事業拡大にあたり、業務の標準化と効率化の徹底が、継続的な成長を左右するものと考えております。このため内部統制体制の強化を通じ、コンプライアンスの徹底だけでなく、業務効率の改善を進めてまいります。

#### ⑦ 財務上の課題について

当社では、新規会員獲得に関する広告宣伝費や今後の成長に向けたレンタル用資産の購入といった先行投資により、2024年6月期まで連続した当期純損失を計上しております。一方で、先行投資に関しては今後の資金繰りに支障が無いように取引金融機関と連携し、当該先行投資の結果として売上も伸長しており、収益力も高まっております。そのため、現時点において財務上の課題は認識しておりません。今後もプラットフォームを活用した新規事業の開発等に係る先行投資を継続することを前提としております。その上で、airCloset事業については

営業利益の黒字を継続し、中長期的な成長に向けた活動に注力したいと考えております。営業活動によるキャッシュ・フローの水準を注視し、金融機関との協議を継続することで引き続き十分な運転資金を確保できるものと判断しております。

**(5) 主要な事業内容** (2024年6月30日現在)

当社は、ファッションレンタルサービス「airCloset」の運営を主な事業として行っております。

**(6) 主要な営業所及び工場** (2024年6月30日現在)

|        |                  |
|--------|------------------|
| 本<br>社 | 東京都港区南青山三丁目1番31号 |
|--------|------------------|

**(7) 使用人の状況** (2024年6月30日現在)

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 70 (41) 名 | 3名増 (5名減) | 31.9歳 | 3.92年  |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、非正規社員は（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2024年6月30日現在)

| 借<br>入<br>先  | 借<br>入<br>額 |
|--------------|-------------|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 660,000千円   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 300,000     |
| 株式会社みずほ銀行    | 150,000     |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2024年6月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 28,864,000株

(2) 発行済株式の総数 8,199,400株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は2,400株増加しております。

(3) 株主数 1,899名

(うち、単元株主数 1,738名)

### (4) 大株主

| 株 主 名                 | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-----------------------|-------------|---------|
| 天 沼 聰                 | 1,388,800 株 | 16.93%  |
| MONOFUL PTE. LTD.     | 1,109,600   | 13.53   |
| 寺 田 倉 庫 株 式 会 社       | 848,000     | 10.34   |
| 住 友 商 事 株 式 会 社       | 800,000     | 9.75    |
| MLPFS CUSTODY ACCOUNT | 800,000     | 9.75    |
| 前 川 祐 介               | 311,200     | 3.79    |
| 株 式 会 社 SBI 証 券       | 275,100     | 3.35    |
| 小 谷 翔 一               | 159,900     | 1.95    |
| 中 園 化 学 株 式 会 社       | 158,400     | 1.93    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）    | 145,600     | 1.77    |

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |       |                                    |
|------------------------|-------|------------------------------------|
|                        |       | 第9回新株予約権                           |
| 発行決議日                  |       | 2023年12月15日                        |
| 新株予約権の数                |       | 800個                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 80,000株<br>(新株予約権1個につき100株)   |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり 40,400円<br>(1株当たり 404円) |
| 権利行使期間                 |       | 2025年12月1日から<br>2033年11月30日まで      |
| 行使の条件                  |       | (注)                                |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人 | 新株予約権の数 800個                       |
|                        |       | 目的となる株式数 80,000株                   |
|                        |       | 交付対象者数 3名                          |

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の割当時から権利行使時まで継続して、当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていなければ、新株予約権者は新株予約権を行使することができない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 新株予約権者が以下の各号のいずれかの事由に該当した場合には、新株予約権者は、以後、新株予約権を行使することができない。
  - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - (b) 当社の事前の書面による承諾を得ることなく、当社又は当社子会社と競業する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又は、その役員もしくは使用人に就任し、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わずそれらの法人との間で委任、請負等の継続的な契約関係を構築するなど、名目を問わず当社又は当社子会社と競業した場合
  - (c) 法令違反その他不正行為により当社又は当社子会社の信用を損ねた場合
  - (d) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (e) 支払停止もしくは支払不能となり、又は振出したもしくは引受けた手形もしくは小切手が不渡りとなった場合
  - (f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
  - (g) (新株予約権者が当社又は当社子会社の従業員の場合) 当社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
  - (h) (新株予約権者が当社又は当社子会社の役員の場合) 当社に対する忠実義務等の義務に違反した場合
  - (i) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流もしくは関与を行っていることが判明した場合

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年6月30日現在)

| 会社における地位        | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                              |
|-----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長兼<br>CEO | 天沼 聰  |                                                                                                           |
| 取締役副社長          | 前川祐介  | サプライチェーンマネジメントグループ長<br>カスタマーコミュニケーショングループ長                                                                |
| 取締役             | 小谷翔一  | パーソナルスタイルリンググループ長<br>株式会社BAKERU取締役<br>株式会社YOUR MEAL社外取締役                                                  |
| 取締役             | 武市智行  | 株式会社武市コミュニケーションズ代表取締役社長<br>株式会社Aiming社外取締役<br>株式会社GameWith社外取締役<br>株式会社リトプラ社外取締役<br>株式会社アルファコード代表取締役会長兼社長 |
| 取締役             | 月森正憲  | 寺田倉庫株式会社執行役員<br>株式会社サマリー社外取締役                                                                             |
| 取締役             | 榎原健太郎 | 株式会社サムライインキュベート代表取締役<br>ワンドートラントスポートテクノロジーズ株式会社社外取締役<br>株式会社イスラテック社外取締役<br>株式会社FMG社外取締役<br>株式会社IDDK社外取締役  |
| 常勤監査役           | 内田行彦  |                                                                                                           |
| 監査役             | 阿部達行  |                                                                                                           |
| 監査役             | 樋口俊輔  | 株式会社樋口会計事務所取締役                                                                                            |

- (注) 1. 取締役武市智行氏、取締役月森正憲氏及び取締役榎原健太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役内田行彦氏、監査役阿部達行氏及び監査役樋口俊輔氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役内田行彦氏及び監査役樋口俊輔氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役内田行彦氏は、長年にわたり上場企業の管理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
  - ・監査役樋口俊輔氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役武市智行氏及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

## **(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## **(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

## **(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害や法令違反することを認識して行った行為に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会決議により決定するものとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会による協議の結果も踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する取締役会は2023年9月29日に開催され、各取締役の報酬額について決議されております。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分               | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |         |        | 対象となる役員の員数 |
|------------------|---------------------|---------------------|---------|--------|------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 57,000千円<br>(7,800) | 57,000千円<br>(7,800) | —       | —      | 6名<br>(3)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 13,680<br>(13,680)  | 13,680<br>(13,680)  | —       | —      | 3<br>(3)   |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 70,680<br>(21,480)  | 70,680<br>(21,480)  | —       | —      | 9<br>(6)   |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2022年9月30日開催の第8回定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用者兼務取締役の使用者分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）であります。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2016年9月30日開催の第2回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。
3. 取締役会は、代表取締役社長兼CEO天沼聰に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・取締役武市智行氏は、株式会社武市コミュニケーションズの代表取締役社長、株式会社Aimingの社外取締役、株式会社GameWithの社外取締役、株式会社リトプラの社外取締役及び株式会社アルファコードの代表取締役会長兼社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役月森正憲氏は、寺田倉庫株式会社の執行役員及び株式会社サマリーの社外取締役であります。寺田倉庫株式会社は当社の主要株主であります。当社と株式会社サマリーとの間には特別の関係はありません。
  - ・取締役榎原健太郎氏は、株式会社サムライインキュベートの代表取締役、ワンダートランスポーテクノロジーズ株式会社の社外取締役、株式会社イスラテックの社外取締役、株式会社FMGの社外取締役及び株式会社IDDKの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役樋口俊輔氏は、株式会社樋口会計事務所の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要                                                                                                                                       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 武市智行  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。<br>豊富な企業経営経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 取締役 月森正憲  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。<br>主に倉庫業及び物流業全般における専門的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                                     |
| 取締役 榊原健太郎 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。<br>長年のベンチャーキャピタリストとしての経験、事業創造における幅広い知見、経験等から、取締役会では積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                                          |
| 監査役 内田行彦  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。<br>経営管理実務に広い知見及び経験を有しており、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、常勤監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では議長となり、社外監査役として適宜発言を行っております。                  |
| 監査役 阿部達行  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。<br>企業経営に関する広い知見及び経験を有しており、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。                        |

|          |                                                                                                                                                         |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                     |
| 監査役 橋口俊輔 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。<br>公認会計士としての会計に関する専門的知見に基づき、取締役会では適宜質問、提言、助言を述べ、監査役として適切かつ適正な監査を実行しております。また、監査役会では、社外監査役として適宜発言を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 31,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 31,000   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### <業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要>

当社は業務の適正を確保するための体制として、2018年9月28日及び2020年9月15日の取締役会決議により、内部統制システムの基本方針を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、意思決定及び業務執行に係る諸規程を定め、職務権限と責任の所在及び指揮命令系統を明確にし、相互牽制が機能する体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。特に反社会的勢力との関係遮断については、全社一体の毅然とした対応を徹底する。

また、監査役を設置し、取締役の職務執行について、法令、監査役監査基準に基づき監査を行う。さらに、内部監査担当者は、監査計画と実施内容について定めた内部監査規程にもとづいて定期的に各部門への内部監査を実施し、その内容を代表取締役社長兼CEO及び監査役に報告する。

代表取締役社長兼CEOは監査報告の内容について特に重要と認めた事項を取締役会において協議し、改善策の実施や再発の防止に努める。法令等の遵守体制強化の一環として、内部通報制度を導入し、取締役及び使用人が、経営管理グループ長、監査役及び顧問弁護士にコンプライアンス上の情報を直接連絡できる仕組みを整備するとともに、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いの禁止等、通報者の保護を徹底することを定める。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書管理規程に従い、取締役を最終承認者とする稟議書類や取締役会議事録、株主総会議事録について適切に管理、保存する。

また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

代表取締役社長兼CEOは、情報セキュリティの責任者（情報管理責任者）を任命し、情報セキュリティ管理規程に従い、適正な運用を徹底させる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各事業部門の部門長及び管掌役員が参加するリスク・コンプライアンス委員会においてリスク抽出を行い、毎月の定例取締役会の事業報告にあわせて必要に応じて適宜状況を報告し、リスクを未然に防止するとともに発生したリスクを迅速に把握・対処するための管理体制を整備する。

経営管理グループは各リスクを全社横断的に統括管理し、新たに生じたリスクについては速やかに責任部門を定め、リスク管理体制を明確化する。現実に重大な損害の発生が予想される場合には、取締役及び執行役員は直ちに経営管理グループに報告し、経営管理グループはその緊急性に応じて適切な対応をとる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

規程等により、全役職員の権限・義務を明確化し、権限委譲を行うことで、取締役の職務が効率的に執行できる体制を整備する。

当社は、取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督などを行う。

取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を招聘する。

また、業務の運営については、将来の事業環境を踏まえて中期事業計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定、各部管掌取締役は、その目標達成のための具体的施策を立案・実行するものとする。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置く。なお、同使用人の人事異動、評価等については監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反や当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。

また、監査役は取締役会及び重要な会議に出席し、業務上の重要案件や業績について意見・情報の交換を行う。

(8) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人、内部監査担当者とそれぞれ定期的に意見・情報交換を行い、連携して当社の監査の実効性を確保する。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。

## <業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行

定例取締役会を原則月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当期につきましては取締役会を14回開催し、当社の経営上の重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。

### (2) 監査役の職務執行

監査役会につきましては、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催しております、当期につきましては監査役会を12回開催しました。各監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。また、取締役会、経営会議、全体会議及びリスク・コンプライアンス委員会への出席、代表取締役・取締役・執行役員・内部監査担当者等からの意見聴取、各種資料閲覧、部門往査等を行うことにより、業務執行状況を監査しております。

### (3) リスク管理及びコンプライアンス遵守

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、インシデントの発生状況把握や管理体制の整備等について体制整備を行っております。また、コンプライアンス規程に基づき内部通報窓口を設け、定期的な研修等を通じて従業員に対して啓蒙活動を行っております。

### (4) 内部監査の実施

内部監査担当者による内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に報告され、後日改善状況の確認を行っております。内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有することで連携を図っております。

## 貸 借 対 照 表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 1,910,263 | 流 動 負 債         | 1,213,546 |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,454,526 | 買 掛 金           | 136,367   |
| 売 掛 金           | 365,462   | 短 期 借 入 金       | 417,322   |
| 商 品             | 17,785    | 1年内返済予定の長期借入金   | 200,000   |
| 貯 藏 品           | 13,046    | 未 払 金           | 148,216   |
| 前 払 費 用         | 39,255    | 未 払 費 用         | 22,486    |
| そ の 他           | 25,162    | 未 払 法 人 税 等     | 530       |
| 貸 倒 引 当 金       | △4,975    | 前 受 金           | 190,433   |
| 固 定 資 産         | 800,224   | 預 り 金           | 31,894    |
| 有 形 固 定 資 産     | 612,212   | 契 約 負 債         | 20,111    |
| レ ン タ ル 用 資 産   | 542,030   | そ の 他           | 46,183    |
| 機 械 装 置         | 57,651    | 固 定 負 債         | 986,781   |
| 工具、器具及び備品       | 8,185     | 長 期 借 入 金       | 960,000   |
| そ の 他           | 4,344     | 資 産 除 去 債 務     | 20,704    |
| 無 形 固 定 資 産     | 766       | そ の 他           | 6,076     |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 766       | 負 債 合 計         | 2,200,327 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 187,245   | (純 資 産 の 部)     |           |
| 敷 金             | 157,245   | 株 主 資 本         | 505,096   |
| そ の 他           | 30,000    | 資 本 金           | 50,251    |
| 資 产 合 计         | 2,710,487 | 資 本 剰 余 金       | 862,232   |
|                 |           | 資 本 準 備 金       | 862,232   |
|                 |           | 利 益 剰 余 金       | △407,387  |
|                 |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △407,387  |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △407,387  |
|                 |           | 新 株 予 約 権       | 5,063     |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 510,159   |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,710,487 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2023年7月1日から)  
(2024年6月30日まで)

(単位:千円)

| 科 目                     | 金額     |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,216,157 |
| 売 上 原 価                 |        | 2,217,633 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,998,524 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 2,034,151 |
| 営 業 損 失                 |        | △35,627   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 14     |           |
| 雜 収 入                   | 2,040  | 2,054     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 19,090 | 19,090    |
| 経 常 損 失                 |        | △52,663   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |        | △52,663   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 532    | 532       |
| 当 期 純 損 失               |        | △53,195   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から)  
(2024年6月30日まで)

(単位：千円)

| 資 本 金               | 株 主 資 本   |         |           |          |          | 株主資本合計  |  |
|---------------------|-----------|---------|-----------|----------|----------|---------|--|
|                     | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |          | 利益剰余金合計  |         |  |
|                     | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | その他の利益剰余金 | 繰越利益剰余金  |          |         |  |
| 当 期 首 残 高           | 50,062    | 862,044 | 862,044   | △354,191 | △354,191 | 557,915 |  |
| 当 期 変 動 額           |           |         |           |          |          |         |  |
| 新 株 の 発 行           | 188       | 188     | 188       |          | -        | 376     |  |
| 当 期 純 損 失 (△)       |           |         |           | △53,195  | △53,195  | △53,195 |  |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |           |         |           |          |          |         |  |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 188       | 188     | 188       | △53,195  | △53,195  | △52,819 |  |
| 当 期 末 残 高           | 50,251    | 862,232 | 862,232   | △407,387 | △407,387 | 505,096 |  |

|                     | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------|-----------|
| 当 期 首 残 高           | -         | 557,915   |
| 当 期 変 動 額           |           |           |
| 新 株 の 発 行           |           | 376       |
| 当 期 純 損 失 (△)       |           | △53,195   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 5,063     | 5,063     |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 5,063     | △47,756   |
| 当 期 末 残 高           | 5,063     | 510,159   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

- ・レンタル用資産
- ・その他の有形固定資産

定額法によっております。

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル用資産 1.5年～3年

機械装置 7年～13年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ・貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、パーソナルスタイリング事業のみの単一セグメントで事業活動を行っております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### ① レンタル利用料等に係る収益

レンタル利用料等に係る収益においては、顧客との間で利用契約を締結しており、主な履行義務は、顧客の好みに合わせた洋服をスタイルストラーナーが選定し個室に向けて配送するサービス及び当該環境等の提供であります。当該履行義務が一定の期間において充足される場合には、履行義務が提供される期間にわたって収益を認識しており、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供時点において収益を認識しております。

##### ② 販売売上（買取料）に係る収益

販売売上（買取料）に係る収益においては、レンタル中の洋服で気に入ったものについては購入す

ることも可能なサービスを提供しております。顧客により、手元にあるレンタルされている商品の買取りの意思表示が行われた時点で履行義務を充足したと判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、売上時にポイントを付与するサービスの提供について、付与したポイントを履行義務として識別し、ポイントが使用された時点で収益を純額で認識しており、期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

なお、重要な金融要素は含まれておりません。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|         |           |
|---------|-----------|
| レンタル用資産 | 542,030千円 |
| その他     | 70,948千円  |

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社における固定資産の減損会計の適用にあたっては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮し、資産のグルーピングを行っております。

資産グループのうち、減損の兆候があると認められる場合には、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損損失の認識の要否を判定しております。

当事業年度においては、airCloset事業については減損の兆候が認められませんが、新規事業を含むその他事業に関連する資産グループにおいて減損の兆候が認められるため、減損損失の認識要否について検討を行った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回ると判断されたため、減損損失は計上しておりません。

##### ②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、予算及び事業計画に基づいて算定しており、過去実績などを考慮して策定した将来の会員数を主要な仮定としております。

##### ③翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積り及び仮定には不確実性が伴うため、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度において減損損失を計上する可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 998,786千円

(2) 圧縮記帳

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおり  
であります。

|           |         |
|-----------|---------|
| 圧縮記帳額     | 8,644千円 |
| (うち、機械装置) | 8,644千円 |

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメ  
ント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 350,000千円 |
| 借入実行残高                | 150,000千円 |
| 差引額                   | 200,000千円 |

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 8,199,400株 |
|------|------------|

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

期末に保有する自己株式はございません。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的とな  
る株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 233,600株 |
|------|----------|

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資又は銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、一部の取引については前受金を受理し信用リスクの軽減を図っております。敷金は当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等はそのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後最長5年後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

##### (ii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

|                            | 貸借対照表計上額(*) | 時価(＊)     | 差額       |
|----------------------------|-------------|-----------|----------|
| 敷金                         | 157,245千円   | 154,012千円 | △3,233千円 |
| 資産計                        | 157,245     | 154,012   | △3,233   |
| 長期借入金<br>(1年内返済予定の長期借入金含む) | 1,160,000   | 1,144,762 | △15,237  |
| 負債計                        | 1,160,000   | 1,144,762 | △15,237  |

(\*) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」は、現金及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,454,526    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 365,462      | —                   | —                    | —            |
| 敷金     | 164          | 147,230             | 9,851                | —            |
| 合計     | 1,820,153    | 147,230             | 9,851                | —            |

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 417,322      | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 長期借入金 | 200,000      | 400,000             | 360,000             | —                   | 200,000             | —           |
| 合計    | 617,322      | 400,000             | 360,000             | —                   | 200,000             | —           |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分                | 分 | 時価        |           |           |           |
|-------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                   |   | レベル1      | レベル2      | レベル3      | 合計        |
| 敷                 | 金 | －千円       | 154,012千円 | －千円       | 154,012千円 |
| 資                 | 産 | 計         | 154,012   | －         | 154,012   |
| 長                 | 期 | 借         | 入         | 金         |           |
| （1年内返済予定の長期借入金含む） |   |           |           |           |           |
| －                 | － | 1,144,762 | －         | 1,144,762 |           |
| 負                 | 債 | 計         | 1,144,762 | －         | 1,144,762 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

敷金の時価は、敷金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、契約期間と同一の期間の国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、固定資産の減損及び繰越欠損金に関する金額ですが、全額評価性引当額を計上しており繰延税金資産の計上額はありません。

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |           |
|------|-----------|
| 1年以内 | 268,656千円 |
| 1年超  | 725,073千円 |
| 合計   | 993,729千円 |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | パーソナルスタイリング事業 |
|---------------|---------------|
| レンタル利用料等      | 3,664,707     |
| 販売売上（買取料）     | 551,450       |
| 顧客との契約から生じる収益 | 4,216,157     |
| その他の収益        | —             |
| 外部顧客への売上高     | 4,216,157     |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|               | 当事業年度   |         |
|---------------|---------|---------|
|               | 期首残高    | 期末残高    |
| 顧客との契約から生じた債権 | 337,507 | 365,462 |
| 契約負債          | 205,100 | 210,545 |

契約負債は、顧客からの前受金及び顧客に付与したポイントの未行使分であります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 61円60銭  
(2) 1株当たりの当期純損失(△) △6円48銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月9日

株式会社エアークローゼット  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 芝 田 雅也  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 能 勢 直 子  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エアークローゼットの2023年7月1日から2024年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月9日

株式会社エークローゼット 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 内田 行彦 ㊞  
社外監査役 阿部 達行 ㊞  
社外監査役 橋口 俊輔 ㊞

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：株式会社エアークローゼット 本社

東京都港区南青山三丁目1番31号

KD南青山ビル5F

※青山通りに面した1階にヴィクトリアゴルフのある建物です

TEL 03-6452-8654



交通：東京メトロ銀座線

外苑前駅

1a出口より徒歩約5分

東京メトロ銀座線

東京メトロ半蔵門線

東京メトロ千代田線

表参道駅

A4出口より徒歩約6分